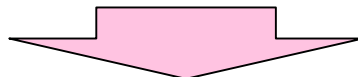


2015年度(平成27年度)税制に基づく相続税額等の試算

- 現行税制では小規模宅地の遺産分割割合により控除額が大きく変化します
- 「相続人居宅の利用状況」及び「相続人・法定相続割合」から相続人ごとに特例適用の可否が決まります
- 本ソフトは相続税概算額を求めることを目的としていますので、各財産は概算集計額を入力してください

(単位:千円)

家屋・家財 及び 小規模宅地以外の不動産	15,000 千円
現預金その他金融資産総額	30,000 千円
生命保険 (住宅ローンの団体生命保険を含む)	5,000 千円
死亡退職金	
ローン等の債務合計 (団信生命保険に注意)	3,200 千円
葬儀費用・寄付等	2,500 千円



相続財産・課税遺産総額

(単位:千円)

	評価額	控除額	控除後評価額
不動産(小規模宅地)※1	62,391	▲ 11,026	51,365
不動産(上記以外)	15,000		15,000
現預金その他総額	30,000		30,000
生命保険	5,000	▲ 5,000	0
死亡退職金	0	0	0
債務	▲ 3,200		▲ 3,200
葬儀費用・寄付等	▲ 2,500		▲ 2,500
基礎控除前 合計	106,691	▲ 16,026	90,665
基礎控除			54,000
課税遺産総額			36,665

生命保険金、死亡退職金の控除額は遺産分割案方法により変動する可能性があります。これは分割案入力後に自動的に見直されます。

法定相続割合による各人別税額計算

(単位:千円)

	法定割合	相続額(a)	税率(b)	速算控除(c)	$a \times b - c$	相続税総額 × 法定割合	2割加算
配偶者							
長男	33%	12,222	40%	1,700	3,189	2,881	
長女	33%	12,222	40%	1,700	3,189	2,881	
次男の第1子	17%	6,111	30%	700	1,133	1,441	
次男の第2子	17%	6,111	30%	700	1,133	1,441	
		36,665		相続税総額→	8,644		0

法定相続割合を適用した場合の課税額

相続税総額	8,644 千円
配偶者控除※2	0 千円
加算額	0 千円
課税総額※3	8,644 千円

これは相続税の概要を把握するための参考値です。平成22年の改正により、小規模宅地を適用する土地の遺産分割方法により相続税総額が大きく変化することとなりました。実際の課税額については「税額計算」をご参照下さい。

※1 小規模宅地の分割方法によっては、上のように法定割合を適用することが不可能なケースもあります

※2 配偶者には相続する財産額が160百万まで非課税となります(遺産分割案を入力すれば確認できます)

※3 課税額の実際の計算では相続税総額の配分に際して端数調整がされるため、上の課税額とは誤差が生じます